

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成30年8月10日（金） 10:13 ～ 10:19

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官
梶山 弘志 国家公務員制度担当大臣
麻生 太郎 財務大臣
野田 聖子 総務大臣
加藤 勝信 厚生労働大臣
越智 隆雄 内閣府副大臣
西村 康稔 内閣官房副長官
野上 浩太郎 内閣官房副長官
杉田 和博 内閣官房副長官
横畠 裕介 内閣法制局長官

説明者：植田 浩 内閣官房内閣人事局人事政策統括官

議事内容：

○菅官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。

本日、人事院から職員の給与改定に関する勧告が行われましたので、これを踏まえて、国家公務員の給与の取扱いを協議するためお集まり願った次第であります。

まず、給与改定に関する人事院勧告の概要について内閣官房内閣人事局から説明させていただきます。

○植田内閣人事局人事政策統括官：内閣人事局人事政策統括官の植田でございます。お手元にお配りしております、「平成30年人事院勧告・報告の概要」について御説明申し上げます。

本年は、月例給及びボーナスともに国家公務員の水準が民間の水準を下回っており、一番上の枠で囲った部分でございますとおり、月例給は0.16%、ボーナスは0.05月分を、いずれも引き上げることとしております。

具体的にはその下の「給与水準の改定」のうち、「月例給」については「俸給表の改定」として平均0.2%引き上げることとし、「ボーナス」については現行の4.40月分を4.45月分に年間0.05月分引き上げるという内容となっております。このほか、宿日直手当について所要の改善を実施することとしております。

以上が、本年の人事院勧告・報告の概要でございます。

○菅官房長官：次に、国家公務員の給与の取扱いについて皆様の御発言を求めます。

始めに、給与担当大臣であります国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○梶山国家公務員制度担当大臣：今回の人事院勧告は、民間給与の実態を反映し、月

例給・ボーナスとも引上げ勧告となりました。

政府としては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えています。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：今回の人事院勧告を実施した場合にはおけます給与改定の所要額は、一般会計で約三五〇億円、特別会計で約六〇億円となり、重複分を差し引きました純計は、約三六〇億円となります。一方で、現在の財政は御存知のように極めて厳しい状況にあり、職員構成の高齢化等に伴う構造的な人件費の増加を抑制すること等により、総額の増額の抑制に努めなければなりません。

財政当局としては、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、今般の勧告の内容は人件費の増加要因となるものの一つであり、その取扱いについては、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○野田総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。

また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○加藤厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識をしております。

私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えております。

○菅官房長官：次に、内閣府副大臣から御発言願います。

○越智内閣府副大臣：雇用・所得環境は改善し、経済の好循環は着実に回りつつあります。国家公務員の給与についても社会一般の情勢に適応させる人事院勧告の趣旨は、経済の好循環の更なる拡大に寄与するものと考えています。同時に、財政健全化にも着実に取り組んでいく必要があります。

こうした観点を踏まえ、人事院勧告の実施を検討していくことが必要であると考えます。

○菅官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。無いようです。

それでは、国家公務員の給与の取扱いにつきましては、本日、関係閣僚の皆様から御意見を頂いたところでありますが、諸般の事情を踏まえて更に検討を進めて頂き、今後、適切な時期に改めて閣僚会議にお諮りしたいと思っております。

以上